

船員保険の追加給付に関するQ & A

(平成 31 年 1 月 24 日版)

【目 次】

- Q 1 なぜ船員保険の給付について追加給付を行う必要が生じているのですか。
- Q 2 船員保険の給付のうち、いつ支給された、どの給付が対象となりますか。
- Q 3 追加給付はいつから支給されるのですか。
- Q 4 自分が追加給付の対象となるのかどうか、連絡先を伝えるので折り返し連絡をいただきたい。
- Q 5 追加給付の支給を受けるための手続として全国健康保険協会や年金事務所に行く必要がありますか。
- Q 6 全国健康保険協会や日本年金機構に登録されている住所と現在の住所が一致しているか心配です。確認する方法はありますか。
- Q 7 自分が対象になるかどうかを調べる方法がありますか。
- Q 8 自分はいくら追加給付を受給できるでしょうか。
- Q 9 追加給付額の目安を教えてください。
- Q 1 0 支給額が本来受け取るべき額より多かったとして返還を求められることはありますか。
- Q 1 1 追加給付が支給された場合には、所得税の確定申告等は必要になるのですか。
- Q 1 2 今、船員保険の障害年金（遺族年金）を受給しているのですが、もらえる金額が増えるのでしょうか。
- Q 1 3 追加給付の加算額とは何ですか。なぜ支給するのですか。いくら位もらえるのですか。
- Q 1 4 保険給付を受けた時から相当年数が経っていますが、今回の追加給付の権利が時効により消滅していることはありますか。

Q 1 なぜ船員保険の給付について追加給付を行う必要が生じているのですか。

A 1

- このたびはご迷惑をおかけして大変申し訳ありません。
- 毎月勤労統計調査において、全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことにより、平成 16 年度以降の同調査における賃金額が低めに出ていました。
- 船員保険制度の職務上災害に係る障害年金や遺族年金等の給付では、この調査の平均給与額を基礎としたスライド率を活用しているため、これらの給付額に影響が生じています。
- このため、平成 16 年 8 月以降に船員保険の給付を受給した方の一部に対して追加給付を行うことが必要となったものです。

Q 2 船員保険の給付のうち、いつ支給された、どの給付が対象となりますか。

A 2

○ 船員保険の職務上災害に係る給付であって、平成 16 年 8 月以降に受給されていたものが対象となります。

○ 対象となり得る給付は以下のとおりとなります。

《対象となり得る給付》

- ・ 障害年金、遺族年金
- ・ 障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、
障害前払一時金、遺族一時金、遺族年金差額一時金、
遺族前払一時金
- ・ 職務上傷病手当金、休業手当金
- ・ 職務上葬祭料
- ・ 傷病手当特別支給金、第 2 種特別支給金、障害特別支給金、
遺族特別支給金、経過的特別支給金、休業特別支給金、
予後特別支給金

《対象とならない給付》

- ・ 介護料、行方不明手当金
- ・ 療養費、移送費、職務外傷病手当金、職務外葬祭料、
高額療養費、高額介護合算療養費、出産育児一時金、出産手当金

Q 3 追加給付はいつから支給されるのですか。

A 3

- 船員保険の追加給付について、速やかに対象者の特定作業等を進めるとともに、その後、まずは、現在職務上災害に係る障害年金や遺族年金を受給中の方について、給付額を改定する通知を送付した上で、平成 31 年 4 月中旬に、現在利用中の口座に追加給付を行う予定です。
- 過去に職務上災害に係る障害年金や遺族年金を受給したことがあり、現在は受給が終わっている方については、現住所の把握等の追加作業が必要なことから、作業スケジュールの検討に今しばらく時間をいただきたいと思います。
- 追加給付が必要な方に対しては、障害年金や遺族年金の請求の際に日本年金機構や全国健康保険協会に登録された連絡先に、今後、お手紙の郵送等により御連絡する予定です。
- できるだけ速やかにスケジュールをお示しできるよう、努力してまいります。

Q 4 自分が追加給付の対象となるのかどうか、連絡先を伝えるので折り返し連絡をいただきたい。

A 4

- 船員保険の追加給付を行うに当たって、過去の給付データから支給額の再計算を行い、対象者の方や追加給付額を確定させることが必要となります。
- これらの準備状況の進捗状況については、全国健康保険協会船員保険部のホームページ等でご案内していく予定としております。また、準備が整いましたら（その旨もホームページ等を通じてご案内いたします）、全国健康保険協会船員保険部にお問い合わせいただければ、ご本人が追加給付の対象者かどうか等についてご案内することも可能です。
- その上で、追加給付の対象者の方に対しては、全国健康保険協会又は日本年金機構からお手紙を送付することとしております。
- なお、本件に関して、厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク（公共職業安定所）、労働基準監督署、全国健康保険協会又は日本年金機構から直接お電話することはありませんので、これらをかたる電話があった場合はご注意ください。

(※) 全国健康保険協会船員保険部

- ・ ホームページアドレス：<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/senpo>
- ・ ご連絡先：03-6862-3060

Q 5 追加給付の支給を受けるための手続として全国健康保険協会や年金事務所に行く必要がありますか。

A 5

- できるだけお越しいただくことのないように手続を進めていきたいと考えております。

Q 6 全国健康保険協会や日本年金機構に登録されている住所と現在の住所が一致しているか心配です。確認する方法はありますか。

A 6

- 全国健康保険協会又は日本年金機構においては、今回の船員保険の追加給付となる可能性のある方の住所について基本的には把握していますが、例えば、過去に船員保険の被保険者であった方で、その後に転居された方などについては、把握している住所と現住所が異なっている場合があります。
- このため、氏名、性別、生年月日、住所と船員保険の保険証に記載のある『記号』『番号』または基礎年金番号を船員保険追加給付お問い合わせ専用ダイヤルまでご連絡いただければ、追加給付に関するお手紙の郵送等に活用させていただきます。
- なお、現在の住所を御連絡いただいても、過去の給付データの確認の結果、追加給付の対象とはならない場合は、こちらからお手紙の郵送は行いませんので、あらかじめ御承知おきください。

※船員保険追加給付お問い合わせ専用ダイヤル 0120-843-547
0120-830-008

受付時間 平日 8:30～20:00

(1月12日(土)～14日(月)の間もお問い合わせを受け付けます。(受付時間 8:30～17:15))

Q 7 自分が対象になるかどうかを調べる方法がありますか。

A 7

- 船員保険の職務上災害に係る障害年金や遺族年金等の給付を平成 16 年 8 月以降に受給された方は、追加給付の対象となる可能性があります。
- 大変申し訳ありませんが、それ以上の情報については、過去の給付データから支給額の再計算を行い、対象者や追加給付額を確定させることが必要ですので、現時点で調べることは難しいです。
- なお、これらの準備状況の進捗状況については、全国健康保険協会船員保険部のホームページ等でご案内していく予定としております。今後、準備が整いましたらホームページ等を通じてご案内いたしますので、全国健康保険協会船員保険部にお問い合わせいただければ、ご本人が追加給付の対象者かどうか等についてご案内することも可能です。
- 追加給付の対象者の方に対しては、全国健康保険協会又は日本年金機構からお手紙を送付することとしております。

Q 8 自分はいくら追加給付を受給できるでしょうか。

A 8

- 船員保険の追加給付については、過去の給付データから支給額の再計算を行い、対象者や追加給付額を確定させることが必要ですので、実際の追加給付額の算定には、一定の期間を要します。この点について何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

Q 9 追加給付額の目安を教えてください。

A 9

○ 実際の追加給付額は人によって様々ですが、船員保険の職務上災害に係る障害年金や遺族年金の給付額について申し上げれば、平成 15 年度以前に被災し、平成 17 年 8 月以降も受給されている方を中心に、

- ・一人当たりの平均で約 15 万円程度、

- ・最高額では月額 5,400 円、

- ・最低額では月額 242 円

と見込んでいます。

Q 10 支給額が本来受け取るべき額より多かったとして返還を求められることはありますか。

A 10

○ ありません。

Q 11 追加給付が支給された場合には、所得税の確定申告等は必要になるのですか。

A 11

○ 追加給付の対象となる船員保険の給付は非課税ですので、追加給付が行われた場合に、所得税の確定申告等の手続きは不要です。

Q 1 2 今、船員保険の障害年金（遺族年金）を受給しているのですが、もらえる金額が増えるのでしょうか。

A 1 2

○ 現在、船員保険の障害年金や遺族年金等を受給している方も追加給付の可能性はあります。

○ ただし、船員保険の追加給付については、過去の給付データから支給額の再計算を行い、対象者の方や追加給付額を確定させることが必要であり、一定の期間を要します。この点について、御理解をいただきますよう何卒よろしくお願いいたします。

○ 今後、事務手続や進捗については、全国健康保険協会船員保険部のホームページ等で御案内していく予定ですが、

追加給付の対象者の方や追加給付額が確定した後、現に障害年金や遺族年金等の船員保険の給付を受給されている方については、全国健康保険協会又は日本年金機構で現住所や振込先も把握しておりますので、対象者の方に給付額を改定する通知を送付させていただいた上で、現在利用されている口座に追加給付を振り込むことを考えています。

○ 速やかに準備を進め、できるだけ早い段階から対象者の方には追加給付を開始したいと考えています。

Q 1 3 追加給付の加算額とは何ですか。なぜ支給するのですか。いくら位もらえるのですか。

A 1 3

○ 今般の船員保険の職務上災害に係る障害年金等の「追加給付」については、過去に行われた給付額と本来であれば給付されていた金額との「差額」に、その「差額」が現在価値に見合う額となるようにするための金額を「加算額」として給付することとしています。

○ 実際の状況は人によって様々です。

Q 1 4 保険給付を受けた時から相当年数が経っていますが、今回の追加給付の権利が時効により消滅していることはありますか。

A 1 4

○ 今回の追加給付については、スライド率を改正することにより、給付額が再計算されることで初めて発生する権利ですので、既に時効により消滅しているようなことはありません。